

国民健康保険税 第9期
固定資産税 第4期



令和5年度 税制改正大綱 その2

前回に引き続き一部ご報告します。今回は、資産課税について触れたいと思います。

相続時精算課税制度における基礎控除(年110万円)の新設

これまでの相続時精算課税制度には、次の3つの特徴がありました。

- 合計2500万円まで贈与をしても贈与税はかからない。相続する際には、相続財産に足し戻すため、この2500万円を含めて相続税がかかる。
- いったんこの制度を使う選択の届出をした間柄の贈与では、二度と暦年課税制度をつかえない。
- 少額の贈与でも、贈与税の申告をしなければならない。

今回の改正で相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わります。

2024年1月1日以降、相続時精算課税制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかかりません。贈与税の申告も不要になります。

内容		改正前	改正後
贈与税の計算		(贈与額-2,500万円)×一律20% <small>特別控除(累積2,500万円まで)</small>	((贈与額-110万円)-2,500万円)×一律20% <small>基礎控除(毎年110万円)</small>
贈与税の申告		贈与があれば申告が必要	贈与があれば申告が必要 ただし110万円以下の場合には不要
相続財産に 加算する 贈与財 産	範囲	相続時精算課税適用後の全ての贈与財産	相続時精算課税適用後の全ての贈与財産 ただし年110万円の以下の贈与財産は除く
	評価	贈与時の評価額	贈与時の評価額 ただし土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合は再計算

暦年課税制度の生前贈与加算が死亡前3年から7年に延長

暦年課税制度を使って行う生前贈与の相続財産への加算期間が、3年から7年に変更になります。

暦年課税制度は、死亡日以前3年間に贈与した財産は、相続の際、相続財産に持ち戻すこととなっています。

贈与した金額が年110万円以下の基礎控除の範囲内でも、贈与者の死亡日以前3年間であれば、相続税の対象となります。改正の内容としては次の2つになります。

- 相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を、3年から7年に延長する。
- 延長した4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しない。

① 適用時期

2024年(令和6年)1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

② 留意点

加算期間は、2027年(令和9年)1月以後の相続より順次延長となる。

2024年(令和6年)1月以降に贈与した財産が、今回延長された4年間に含まれる場合は、相続財産に加算となる。

加算期間が、MAXの7年になるのは2031年(令和13年)1月以後の相続から。

2026年(令和8年)12月以前に相続が発生した場合は加算期間は3年となり、今回の改正の影響は受けない。

<インボイス制度は今ままでいいの？>

令和5年10月より実施予定のインボイス制度であるが、登録を受けようとする事業者は、原則本年3月までに登録をするよう義務づけていましたが、3月以降となっても登録が可能となるべく変更されました。

従来、免税事業者であった個人事業者やフリーランスの人などは、取引先との関係においてどのように対応すべきか、悩みはつきません。また、取引先(企業等)との協議が十分されていない実情がありますが、国税庁は民間同士が協議する問題であり、「我関せず」という姿勢のようです。